

田原市電子@連絡帳利用者（患者）登録運用及び留意点

○はじめに

電子連絡帳利用者（患者）（以下利用者）登録にあたり、利用者の同意、関係機関（医師含む）の説明と同意の確認を行い、利用者からは同意書の取得が必須である。

電子連絡帳による情報共有をより効果的に活用するためには安全な情報管理が重要となる。

個人の意思の再確認、事業所でのコンプライアンス規範を遵守することに加え、対象が他職種・多事業所であることを十分理解し、情報交換を行う必要がある。

○患者同意について

電子@連絡帳「ほいっぷネットワーク」を通じて、関係事業所間で情報の共有を行うことを利用者本人（同意困難な場合はその家族）に同意書に基づき説明を行い、同意を得る。

同意書は、田原市が定める所定のもの（様式1：東三河ほいっぷネットワークサポート窓口・「同意手順」参照）を使用し、同意書の1枚は患者、もう1枚は同意を得た事業者が保管し、患者サマリ「患者同意の記録」欄に同意を得たことを入力する。

同意書はスキャナー取り込み等により、利用者（患者）支援プロジェクトチーム（以下支援チーム）が視覚的に確認できるよう公開することが望ましい。取り込みができない場合は同意を得た状況等詳細を書き込む。

情報共有を行う支援チーム員は「同意あり」が入力されていることを確認する。

○患者登録について

原則田原市電子@連絡帳「ほいっぷネットワーク」に参加している医療・介護関連事業者であれば登録が可能である。課題等改善のため、問題提起したい事業所（者）が利用者登録を行う。

登録事業所（者）は利用者個々に支援チームを結成する。チーム員の参加同意を事前に得ることが望ましい。支援チーム員が交替する場合は、前任者が責任をもってメンバー交替を行い、その旨を支援チーム員に連絡する。

※田原市では、利用者（患者）本人及び家族の参加は現在行っていない。

○記載内容について

記載内容は、『最近、転びやすい・むせやすい』など生活上の課題を主とする。

医療情報の取り扱いには配慮が必要であり、特に病気に関する書き込みには注意し、“診断は医師”が行う事を再度確認しておく。あくまで連絡帳であり、診療情報（診療録）ではないことを理解しておく。

記載方法・文章表現は相手に誤解を与えないように配慮する。

支援チーム間の情報発信は誰に於てた文章であるか、情報の共有であるのか、回答を要するものか等相手に理解しやすい文面とし、文頭にその旨を記載するとよい。

個人の誹謗・中傷にあたる（または関連づく・想像につながる）内容の記載はさける。

支援チーム間の情報共有であるため、支援チーム員個々への負荷がかからないよう配慮する。

○医療に関する情報の記載について

医療に関する情報（特に病名）の記載は慎重に行う。

たとえば、内服薬が変更になった際は、「内服薬が変更になっています。お薬手帳を確認してください。」など、薬剤名を直接書き込むのではなく対応をお願いするような記入を行う。ジェネリック製品による類似名が多いため転記ミスを防ぐ事も重要である。

「高血圧」→「血圧が高い」、「受診の結果、尿路感染と診断」→「家族からの情報では、医師から尿路感染と説明をうけられているようです」など、自分が見たこと・聞いた事・考えた事なのか、他者から聞いた情報なのかを区別し、事実を読み手が誤解しないよう記載する。

医療関係者は、電子カルテの閲覧により得た情報は記載しない。(電子カルテ内の情報は全て医療情報と理解し、開示には理由と手続きが必要なこと、また閲覧による情報収集は、私側の都合による情報収集であり開示は患者・病院側の同意・記載者の同意を得たものではない。) 開示情報の取り扱いには十分な理解が必要である。また、病棟訪問などで病院職員から得た情報についても、掲載の可否とその内容について十分配慮を行う。

○個人情報漏洩に関する未然対応について

個人情報の取り扱いには十分注意をする。

ICT（情報技術（通信）コミュニケーション）は、文字によるコミュニケーションであり、その理解は読み手側に委ねられる。また、相手がどのような環境下で情報の管理をされているか把握できない。個人情報漏洩についての責任は各事業所対応であるが、自分が漏洩しないだけでなく、読み手からの漏洩も想定した情報提供法を考えておく必要がある。書き込みの内容・表現方法には十分な配慮をしておく。

支援チーム登録時には、チーム員に誤りが無いか、複数名で確認をする。(登録者間違いは、コンプライアンス違反につながる。)

情報漏えいがあった場合は、関係法規の規定により法的責任が問われる場合があることを理解しておく。外部メディア利用時等はウイルス対策を行う。

サービスの利用開始及び利用途中であっても、利用者・家族等から登録拒否があった場合は、ネットワーク上での情報共有を中止する。

○登録支援中止について

サービス利用者が死亡により支援を中止する場合は、死亡設定を行う。

死亡設定は基本登録を開始した者が行う。

※支援中止後も中止前の記事は確認することができる。

○附則

この運用は2015年8月1日から施行する。

2017年1月一部改正

2020年8月一部改正

<参考>

厚生労働省：

医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 5版

事務局：田原市高齢福祉課

協議組織：東三河電子@連絡帳協議会田原市支部

田原市医療介護連携推進部会